

院政と鳥羽離宮

村山修一

はしがき

院政の問題は一応論じつくされたかにみえるが、そうではない。史料の検討についてはなお不十分な点が多く、之を解決しなければ正しい理解に到達出来ない。ここには白河・鳥羽兩院政下最大の土木事業たる洛南、鳥羽離宮の成立経過を中心として院政の実体を出来る限り精密に把握せんとした。特に最も大きな問題となる受領のあり方について、従来すでにとかれていたところをいま一度具体的に辿りつつ反省し、一般的な「成功」の本質にふれた。さらに比較的等閑視されている宗教的な面を通じても院政の性格を明かにしようとして試みた。

洛南鳥羽離宮は白河天皇の譲位と殆んど同時に着工されたものであつて、それは恰も院政の開始を象徴するかのようである。従来こ

の離宮の成立や内容については、角田文次氏・金子良運氏・杉山信三氏・森蘊氏等の貴重な研究があつて、相当詳細に究明されているが、それらは主として建築史・美術史・造園史等の立場からのもので、日本史の側からは余り立入つた考察はされておらない。近時院政の問題が盛んに論ぜられているに拘らず、その象徴ともいふべき離宮の検討が見逃されていることは甚だ手落ちの感があり、従らに議論の抽象化を招くおそれなしとしない。この拙稿はそうした意味から院政をより具体的に理解する一つの手がかりとして作成されたものである。

應徳二年（一〇八五）皇太弟実仁親王瘡を病んで世を早くされ、天皇いたく悲歎に沈まれたが、翌年「いかに思し召すにか九条のあなたに鳥羽といふ所に池山広うおもしろう造らせ給へば『おりさせ給ふべき御心まうけにや』など申し思へる程に」（榮華物語、むらさき野）十一月二十六日、第二皇子善仁親王に譲位されたのであつて、すでに当時離宮の経営は譲位の前兆であると思わせる程、未曾

有の大事業であり、人の注意をひいたのであつた。それは皇太弟を悼まれての気なくさみとするには余りに大規模であり、御護位が政治的隱退・宗教的隱遁どころか、かえつて現世的野心実現の第一歩に他ならぬことは、離宮造営自体が雄弁に之を物語つていた。

離宮以前、この他に何等か貴族の別業があつたかどうかは明かない。日本紀略（延喜元、九、十五條）によると、藤原時平が城南水閣において大蔵善行七旬の算を賀し、詩を賦したとあり、この城南水閣なるものが、もし鳥羽辺の池泉を含む別業をさしたとしても、恐らく離宮とは無関係であり、着工は全く新しいものであつたと考えられる。扶桑略記（応徳三、十、十三條）には、九條以南、鳥羽山莊を備前守藤原季綱が獻上し、そこに御殿を営まれたように記しており、百練抄（寛治元、二、五條）では、単に季綱が所領を獻じたとあるのみで、これらから離宮以前に何等か營造物があつたことを具体的に推定するのは困難である。とにかく重任の功を以て季綱が土地を提供し、讃岐守高階泰仲が殿舎を造進し、其他五畿七道六十余州にわたつて堀池築山等の造園の課役を命じ、約三ヶ月にして成つた。その面積およそ百余町を占め、池の広さ南北八町、東西六町、水深八尺余に達し、さながら蒼海の如く、嶋は蓬莱山になぞらえ、風光明眉計うるに勝るべからず、離宮の附近には近習聊相地下雑人まで家地を賜わり、舎屋を營造し、さながら遷都の如しといわれた。

これこそ院政開始を象徴するものでなくて何であらう。

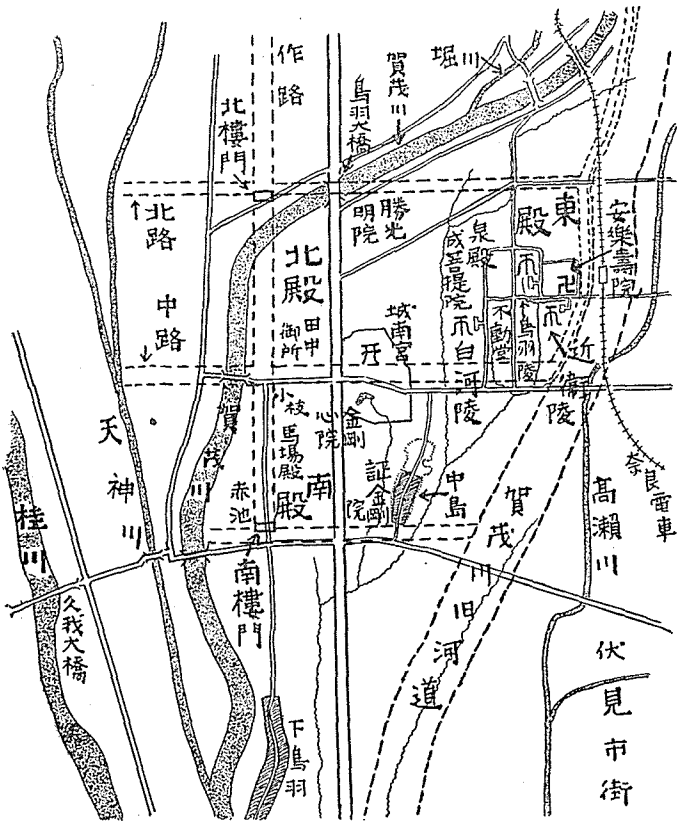
二

鳥羽離宮を考えるにあつて、われわれは以下の四つの点を特に指摘しておきたい。第一は禁中を模した綜合的別業であつたということである。北に北殿、南に南殿、東に現在の安樂寿院を中心とする東殿の三つの地区があり、夫々の地区には様々な營造物があつたので、別業としては実に古今稀な大規模のものであつたわけである。第二には、この離宮は白河院政の初め、一挙に完備したのでなく、後白河天皇の初世までおよそ七十年にわたり、逐次種々の建物が加えられていつたことである。特に鳥羽院政の時代は、最も活潑な増築発展がみられ、大体はこの時代に最盛期に達したといつてよい。極言すれば、離宮は白河・鳥羽兩院政合作の産物に他ならず、たとへ兩院の感情的対立があつたにせよ、兩院政の歴史的環境が全く同様のものであつたことを物語っている。突に兩院政の権力は史上稀なるこの大別業を中心として展開したのであり、この点、後白河院政・後鳥羽院政とは著しく性格並びに規模を異にする豪放なものであつた。第三は地理的にみてこの地点が洛中洛外を貫流する河川の次第に接近し集まるところであり、当時は現在より河川の数も多かつたに相違ないが、就中賀茂川・桂川の二大河川が合流する場所を

近くに控え、加うるに南方巨椽池が可成り北まで拡がっていて、一体は非常な湿潤地であつたので、それだけに一方では水上交通に便利であり、諸国莊園からの運上物を洛中に入れる経済的要衝となつたということである。第四は離宮の造営が殆んど受領の力によつて

いとみられる点で、而も関係した受領の人数やその費用を総合するときは、恐らく比類ない大きなものとなつたであらう。院政の本質を受領の活動にみようとすれば、この離宮の造営こそはその典型的なケースであり、同時に果して院政が受領層の支持によつて始めて存立しえたものかどうかの検討にも恰好の材料を提供している。さらにいえば、莫然と考えられる受領の離宮造営は、より具体的にはどんな形をとつたものであるかをみるのが、一般的な院政と受領のつながりを闡明ならしむる機縁ともなるのである。

以上四つの点のうち、最初の三つは主として建築史・美術史的立場からの離宮成立研究に関係し、この方面における既述諸氏の業績を遂うて之に多少の私見を加えつつ、一応の叙述をすすめることとする。そうして之がやがて院政との関連の上を意識づけられる歴史



鳥羽離宮遺跡図
 (杉山信三、金子良運両氏の研究に多少の私見を加味して成作したもの、点線は当時の復元を大体示したものである。)

学上の問題へと誘導せられてくるのである。

離宮成立の叙述に先立つて、この広大な地域を一層正確に知つておく必要があるが、之はすでに明かにせられているように、康治二年(一一〇〇)八月十九日の太政官牒案にある四至によつて確認される。すなわち「東限加茂川、西限西門前大路、南限同河流、北限島田堺」とあつて、之を現在の地名にあててみると、稲荷の西方で西南へ屈曲して流れる賀茂川が京阪国道と交叉する鳥羽大橋の下手で再び折れて南流するあたり、小枝橋を架し、橋の東に小枝部落をみるが、この部落辺を通つて南北に通ずる大路が右の「西限西門前大路」の大路と考えられ、北方京洛へのびて「作路」といわれ、朱雀大路につながる。北はほほ今の鳥羽大橋のかかる辺を東西に走る北路を以て堺し、作路と交叉するところは楼門があつたようである^①。また東の堺は賀茂川であつて、現在の流路と大いに異なる。つまり当時は安楽寿院の東側を賀茂川が南流し、間もなくそれが西南へ屈折して下鳥羽横大路辺に向つていたことが想像されるので、現在の畔道の状態からも或程度裏付けられることである。従つて朱雀大路作路を経て離宮に至る者は賀茂川を渡らずにすんだのである。このよ

うな河道の変化が何時頃から起つたかは別の機会にゆづるが、近世に入つてからのことと思われる。恐らく濕潤地帯のことであり、豪雨洪水等の結果であらう。それは兎に角、「作路」以外、都より離宮に至るには、この賀茂川の堤防沿いの道もあつたらしい。富小路より九条口河原をへて離宮東門に達するのはその一例である。従つてまた賀茂川を船で下り、どこかの河水とり入れ口から離宮内の池に達することも出来たようである。次に南限は小枝部落の南方赤池部落を通る東西の線で堺されており、西限西門大路と交叉するところ、南の出口にも楼門があつた。そうしてここを出ると間もなく賀茂川があつて、乗船すれば淀川・木津川等に出られたのである。さらに西門大路の西側には離宮と相對して公家達の直廬が立ちならび、例えば藤原顕頼の直廬は北楼門に近く、小枝部落辺にあたるところに^②は藤原顕季の直廬あり、その付近を中大路が西に走り、離宮から西方桂川沿岸に達するには、北大路とこの中大路の二つがあつたのである^③。以上で大体察せられるように、離宮の地形は南部において賀茂川が西南へ斜に流れるため、大分すぼまつた形のものとなつたのである。賀茂川のこの旧河道は現在でもポリーングや航空写真等の方法で充分証明せられるので之は東京国立博物館の金子良運氏の詳細な御研究に俟つこととしたい。また現在の城南宮及びその東南、中島部落が周囲より地形稍々高く、ここは築山乃至何等かの營造物があつたところと思われ、現に中島部落の高台の東側には、舟入りの為に人工を加えたようなところがあり、ここに舟をつないだのであらうというのが金子氏の推測である。之も何れ同氏の御発表がある

ことであろう。

註① 台記別記、仁平元、八、十條。兵範記、仁平三、十一、二十

六條等

② 兵範記、仁平二、三、十六條

③ 吉記、承安四、九、四條

④ 本朝世紀、久安五、二、十三條

⑤ 中右記、康和五、十一、五條

⑥ 中右記、承徳元、二、二十六條

四

さて応徳三年（一〇八六）秋に始まる最初の營造物たる南殿は、高階泰仲の造進にかかるころ、その西門は作路に面し、南側は離宮の南界に当る。同年暮に出来上り翌寛治元年二月、上皇始めてここに入られた。当時の南殿の模様を詳細にすることは六ヶしいが、兵範記（仁平二、三、六條）に、鳥羽法皇五十歳の御賀が南殿で行われた記事があつて、それによれば、寝殿・仏殿・渡殿・西対・小寝殿・釣殿等あり、寝殿の東南に滝を落し、反橋あり、池は南面に展開し、中に島が築かれてあつた。ついで翌年三月五日北殿成り、始めて御幸になつた。しかしこの際誰が造進したのかどんな事情であつたのか全然わからない。その後、嘉保二年（一〇九五）京中に営まれた上皇閑院御所は僅か三年にして承徳二年（一〇九八）十月、

高階為章の手で右の北殿内に移されたが、之によつて北殿は相當整備されたものと思われる。中右記（長承三、六、十九條）に、

鳥羽御所本南殿也、其後経數年運渡閑院之舍屋所被立北殿也

とあるによれば、閑院の移転が北殿経営の中心となつたようである。またすでに寛治四年（一〇九〇）には馬場殿成つて、上皇同年四月に臨幸、始めて競馬を行われたが、この建物は中右記（康和四、閏五、十五條）の記事よりして、北殿の東南方に位置したことが推定される。爾來離宮の競馬は毎年五月、恒例の行事として行われた。競馬場は馬場殿母屋の南にあり、西より東に向つて馬を走らせるのである。彼の離宮年中行事の一つとしてしられる城南宮祭りには必ず競馬を伴つていたので、毎年九月下旬に行われるが、上皇以下皇族公家等は馬場殿にて見物されていたことからみて、祭はこの附近で行われたものらしい。①

しかし之が民間の祭りか公家の祭りか、また何時頃から始まつたのかは明かでない。城南寺祭^②あるいは「城南寺明神御霊会」などとみえるところから、元來民間に始まつたとも考えられる。さて馬場殿母屋中央は天皇御座所、西の間は上皇御座所で、母屋の西には院殿上人等の建物がある。

寛治六年になつて、二月十七日と四月十五日の両度上皇は新御所に御渡の記事が中右記にみえるが、どんなものであつたか知りえない

い。ただその後、に造営されたものと比較して、東殿か、之に近い泉殿であつたろうとも推測されるが確認はえられない。御所とあるから、余り小規模なものではなかつたであらうし、傍々後にあらわれる東殿の先駆をなすものと想像されるのみである。

以後しばらく新造のことなく、康和三年（一一〇一）に至つて証金剛院が出来た。これは中右記に南御堂とあり（日記目録）、長秋記（天承元、六、八条）に、南殿御堂ともあつて、南殿に近接した場所を占め、殿階（康和三、三、二十八条）によれば、越前守家康は造立の功により従四位上に、仏師円勢は法眼に、絵仏師明舜は法橋に任ぜられた。本尊は丈六阿彌陀像で、御堂の額は源左大臣俊房之を揮毫した。また塔二基の金物は諸国に割当てられたのであつて、

その内訳は、東塔は東面を備後国、南面近江国、西面播磨国、北面安芸国で、西塔は東面伊予国、南面讃岐国、西面阿波国、北面周防国となつてゐる。金属による荘嚴の立派であつたことが推察される。

天仁元年（一一〇八）には、白河法皇、鳥羽東殿に御幸あつて新たに塔を建つべき場所を物色されておるから、このときは明かに東殿が成立してゐたのである。翌二年に至つて御願の塔は營造がすみ、八月十八日落慶供養が行われた。之は伊与守藤原基隆重任の功によるものであつた。塔の詳細は明かでないが、江都督納言願文集によれば「造三層之浮図」云々とあるから、三重塔であつたと考へ

られ、之で離宮内の塔は三基になつたわけである。ついで天永二年（一一一一）三月になつて播磨守藤原長実が新たに塔を造進し供養が行われた。⑥之は江都督納言願文集から多宝塔とみられ、三尺金色の釈迦多宝二仏が安置せられた。さらに同年十二月十九日、多宝塔一基が藤原邦宗の支配で完成し供養せられた。中右記（天永三、十二、十九条）に法皇が東御所に御幸になつたこと、及び「与本院塔合已成三基也」とあるより推してこの塔が東殿の一劃の中のものであり、天仁二年（一一〇九）八月の三重塔、天永二年三月の多宝塔と共に本殿は三基の塔をもつに至つたことがしられる。以上が大體白河院政期における状態であつた。すなわち北、南、東の三つの地区はこのとき成立してゐたのである。

註① 兵範記、仁平四、九、二十六条

② 中右記、康和四、九、廿条

③ 帝王編年記、康和三、三、二十九条

④ 中右記、天仁元、六、三条

⑤ 伊与守は多分播磨守の誤りであらう。

⑥ 殿階、天永二、三、十一条

五

天承元年（一一三一）、泉殿の場所に故白河法皇の三条殿西対を平忠盛受領の功により、移転造営した。長秋記（天承元、七、八条）

によれば、七間四面椽廂の堂で、中央一間柱絵あり（証金剛院にも柱絵が描かれた）、半丈六の弥陀・等身二菩薩像を安置し、背後に仏師知順の筆になる九品マンダラ絵像を、その裏北面に頼俊の筆になる補陀落山を示し、東面は行道の路とし、その次各二間弥陀仏四体を安置し、須弥壇は墨染で、高欄は朱塗というものであつた。翌日は白河法皇の御骨を三重塔に収める儀があつた。^①翌月右の堂に対し成菩提院と命名せられたが、鳥羽は水難の地であるからとてサンズイの字を避けられたという。^②

長承三年（一一三四）鳥羽上皇は新たに伊与守藤原忠隆をして御堂造立を命ぜられ源師時が院近臣藤原家成とその計画をねることとなつた。これ勝光明院であつて、すでに角田文次氏（建築史、第六巻第一、二、三号）がその成立事情を詳細にのべているから、ここには多く省略に従う。ただ大切なことは、

(一) この建物が水辺近くであつた為将来の水難がおそれられたこと

(二) 宇治平等院鳳凰堂を模していること

(三) 受領忠隆始め諸国に課役が命ぜられていること

(四) 一方に待賢門院御願の法金剛院の増築が進行中であること

などの諸点であろう。まづ長承三年四月十九日上棟あり、工事が始まつたが、水辺近く宇治鳳凰堂のようなものを建てるについて水難

が問題となつた。前関白忠実は、

件御堂雨水難、不可_レ在敷、覚猷僧正云、鳥羽西岸、此廿余年間東方崩寄事已二町也、以_レ是推_レ是、今廿年来間、又二町寄_レ東敷、御堂定_レ為_レ水底_レ敷云々

と進言し、上皇一時思案に暮れられた様子である。^③この鳥羽西岸東方に崩れよるとあるのは桂川の東岸の意味か、それとも桂川に至る途になお小河川でもあつてその岸を指したものであろうか。とにかく賀茂川とは無関係であろう。しかし左様な心配は北殿・南殿何れも同様の条件であつたから、師時は危険な場合は堤防でも築くがよからうと進言している。かくて忠隆の申請により、毎日人夫百人が動員された。^④同時に宇治の鳳凰堂調査が行われ、五月一日、仏師賢円・絵師心源・大工季貞等が詳しく視察した。同十三日には上皇もみづから鳳凰堂へゆかれ、定朝作の仏像を拝せられたが、このとき法金剛院造営に従事中の院覚も来会し、見学している。さらに同月十日故藤原邦恒の西院の堂の仏像が定朝の代表作だといつたので師時は仏師院朝と見に行つたところ、院覚も弟子を率いて来合せたのである。まことに競り合ひの感じである。一方、賢円も院覚も得長寿院の仏像を作り、六月二十五日、供養が行われており、まさに皇族公家達は造営事業に日もこれ足らざる有様であつた。尤も長承二年の頃より上皇、美福門院の宅たる長実卿の家へ屢々幸せられ、為に

待賢門院と好からず、法金剛院造立も勝光明院造営への対抗意識が蔽せられてあつたようである。院政下、皇室内部の分裂は、この辺から次第に明確化し始める。とにかく鳳凰堂を模した結果は、本瓦葺二階一間四面、中には丈六の阿弥陀像始め諸尊安置され、之に透廊や棧が附属していた。石材は讃岐国から忠隆をして取寄せしめ、池は諸国をして支配せしめたが、折から伊勢遷宮の臨時賦役もあり、容易に進捗しなかつた。④ 其他附属の道具備品荘嚴に関しても、諸国への割当てがあつたが、ここには割愛する。長承三年七月には経蔵が計画され、翌月工事が始められた。こうして勝光明院の出来上つたのは着工の歳より數えて四年目の保延二年(一一三六)三月であつた。

ここに序でを以て、上記法金剛院の成立につき言及しておきたい。白河法皇崩御の翌年、大治五年五月十七日、待賢門院は源師時をして仁和寺近傍の建立地を視察せしめ、幾くもなく播磨守藤原基隆の手で着工、十月に入つて完成し、十四日院号を定め、二十五日供養が行われた。仏師は前述の院覚、絵仏師は明源であつた(中右記)。その規模、中央に大池を廻り西に御堂あり、大門を西面に開く。東に御所あり、門を東に開く。大きさはほ一町四方にわたる豪奢なものであつた。長承三年に入り、塔及び経蔵が計画され、同年八月十三日、上棟があつた。前者は御堂の南垣の外に東面して立ち、その

西に後者が位置し、四面廻廊を以て囲んだ。北斗堂も同じ頃建立されたかと思われるが、同年十二月に入つて塔及び北斗堂の仏像を夫々院覚・賢円に命じた。⑤ 保延二年十月十五日、塔は完成し、供養が行われた。五重塔であつて、丹波守通基の功によるものである(中右記)。他方、百鍊抄によれば、保延元年三月二十五日、北斗堂供養があり、同二十七日、鳥羽上皇・待賢門院始めて周防守藤原憲方造進する法金剛院東新造御所に御幸になつているが、中右記は落慶供養の模様を詳述しながら、新造御所の規模については殆んど記すところがない。但し北斗堂が新造御所の北にあり、南面することは明かにしている。また保延三年八月六日には、院内馬場に競馬七番が行われており(中右記)、馬場が設けられていたことがしられ、保延七年二月二十八日には、一切経会あり、之は宇治平等院一切経を模せられたというが、⑥ 総じて法金剛院は鳥羽離宮の雛型であつたと断じてよい。

話を元へ戻して離宮の推移をさらに追究するに、保延三年に入つて東殿御堂の工を起され、十月十五日に落慶供養があつた。これ安楽寿院の創立である。之については中村直勝博士(京都府史蹟勝地調査会報告、第六冊)が詳説しておられるが、それにしても建物の規模や構成についてはそれほどはつきりしたことはわからない。保延五年二月二十二日には家成の造進で三重塔が完成し(百鍊抄)、

ここは法皇が崩後御骨を収めるところとせられた。久安三年（一一四七）八月、南方に新御堂が建てられ、丈六阿弥陀九体を安置せられたが、之は久安三年法皇御不予の際造られたものであつた。但しこれは安樂寿院の地区には入らないようである。なおこの間久寿二年（一一五五）には忠実が安樂寿院御所東庭に一間四面檜皮葺白木の不動明王堂をたてており、保延頃には炎魔堂なども出来ていた。之で東殿の一割は輪奐の美をなし、法皇は終焉の場所として崩御まで大むねここに住居せられた。仁平二年（一一五二）南殿にて法皇五十歳の御賀があつた折は建物すべて見ちがえる程きれいに修理され、新造の如しといわれた。

安樂寿院が起工された頃、「鳥羽殿北田中棧敷御所」が出雲守藤原経隆の造進で営まれた。北殿の一割か又はそれに近い場所であろう。其後よく御幸があるけれども、規模の詳細は不明である。ただ久寿二年には一つの小御堂（阿弥陀堂か）が御所内に建てられている。

ついで翌仁平三年、馬場殿北、田中御所の南に南北六十丈、東西五十丈の地を点定して九間四面の阿弥陀堂を備後守藤原家明が、三間四面釈迦堂及び寢殿御所舎屋十数宇を播磨守顕親が受持つて工事を始めた。山を築き池を掘り、十月十八日になつて上棟の運びとなつた。この日は恰も摂関家で法成寺西塔棟上を行つており、公家達

はまさに東奔西走しなければならなかつた。とにかく翌四年八月七日落成し金剛心院と名づけられた。釈迦三尊は法眼康助、阿弥陀仏九体は法印賢円の造立であつたが、康助の弟子康朝、賢円の弟子院尊も参加しており、絵仏師は智順であつた。以後、鳥羽法皇崩せられるまで別段新しい造営は見当らない。何れにせよ、鳥羽院政期における離宮の増築は、敢て白河院政期に劣らない、否それ以上といつてよいであろう。のみならず政治上も離宮の存在は一層重要さを加えたのであつて、殊に法皇の晩年崇徳上皇との御不和増大により、政局の緊迫はこの別業に漲つたのである。

註① 長秋記、百鍊抄

② 長秋記、天承元、八、二十五条

③ 中右記、長承三、六、十九条

④ 同 右

⑤ 長秋記、長承二、六、七条

⑥ 勝光明院供養願文、長秋記、長承三、二、一条

⑦ 中右記、長承三、五、二条

⑧ 長秋記、保延二、二、一条

⑨ 中右記、大治五、十、二十九条

⑩ 長秋記、長承三、十二、十五条

⑪ 兵範記

⑫ 本朝世紀、久安三、八、十条

⑬ 兵範記、久寿二、二、二十七条

- ⑪ 百鍊抄、保延六、十二、十二条
- ⑫ 兵範記、仁平二、三、六条
- ⑬ 同、仁平二、六、四条
- ⑭ 同、久寿二、四、二十四条
- ⑮ 同、仁平三、四、二十条及び同年、十、十八条
- ⑯ 同、仁平四、八、七条
- ⑰ 同、仁平四、八、九条

六

久寿二年七月二十三日、近衛天皇近衛殿に崩するや、即日法皇は離宮において後白河の立太子、登極、近衛天皇御葬儀のこと一切を指令された（兵範記）。之が崇徳上皇の怒りを一層激発し、法皇の坐ます鳥羽離宮には余り寄りつかれず、翌三年六月、法皇重態となるるに及び、田中御所まで御幸になったが御対面なく、直ちに去られた。① すでに法皇御自身も事の容易ならざるを察し、六月朔日より源義朝・義康等に皇居を護らしめ、出雲守光保、和泉守盛兼始め源平両氏の軍を以て鳥羽離宮に祇候せしめられた。ここにおいてか離宮は騒然たる空気に包まれるに至つたのである。② 法皇崩御の七月二日、崇徳上皇は法皇御寝所の御簾外までこられ、最後の御対面もされず、御遺骸御塔安置の儀にも参加せられず帰られたが、十日に兵を挙げられる前日には田中御所におられたのであつて、これ浴中の

挙兵に対する天皇方の警戒をそらす為であつたかもしれない。それにしても離宮内の緊張は一方ならぬものがあり、万一ここが戦場となるならば、さしもの大別業も一挙に灰燼となつたであらうが、幸いにしてその危機は去り、決戦は治東において展開された。

保元の乱以後の離宮は殆んど見るべき發展を示さなかつた。ただ二三新たに営まれたものとしては、保元二年（一一五七）九月二十日、金剛心院内に鳥羽法皇の御遺言により、御母茨子のため美福門院が阿弥陀堂を建てられたこと（百鍊抄）、建永元年（一一〇六）八月三日、後鳥羽上皇が離宮の何処か明かでないが、新御所を設けて之に移られたこと（同）等をあげうるであらう。建暦元年（一一二一一）、近江国宇治富荘に對し上鳥羽堤修理の課役が割当てられてゐるのは、離宮保護の為であらう。競馬も断続的乍らつづけられ、④ 殊に後鳥羽上皇は屢々催された。⑤ しかし一方ではむしろ離宮の凋落を物語る悲劇の方が大きかつたので、後白河法皇は清盛の為に治承三年（一一七九）ここに幽せられ、後鳥羽上皇隱岐遷幸の砌はここで御落飾の上出発せられた。⑦ 嘉応二年（一一七〇）八月八日北橋門大風に倒れ（百鍊抄）、天福元年（一一三三）三月七日には群盜安樂寿院法華堂に入り、銀御塔宝物を奪ひ、鳥羽法皇がみつから献せられた常燈は消滅した（百鍊抄）。降つて仁治三年（一一四二）七月一日には勝光明院炎上している（同）。尤も承久の乱後でも、安貞

元年（一二二七）、鳥羽堤の修理、離宮修造が行われて保存策が講ぜられており、後醍醐上皇は屢々ここに御幸になつた。^⑨ 爾後の消息は明かでなく、遙に下つて慶長十年（一六〇五）七月、ここで鳥羽院四百五十年忌法要が行われたことをしる。当時御影堂・葉師堂・北向不動堂が重要な建物であつた。大体現今の規模に近づきつつあつたのであろう。なお既述法金剛院は後白川院政時代、御遊など行われて、^⑩ 盛んなものであつたが、養和元年（一一八一）五月二十一日火災にかかり、爾後衰退の一途を辿つたのである（百鍊抄註）。

註

- ① 兵範記、久寿三、六、三条
- ② 同 保元元、七、五条
- ③ 明月記、建曆二、七、二十四条
- ④ 百鍊抄、保元三、四、二十九条
- ⑤ 同 建仁三、十一、二十五条、なお拙著「藤原定家」四九頁参照
- ⑥ 同 治承三、十一、二十条及び平家物語
- ⑦ 同 承久三、七、八条
- ⑧ 明月記、安貞元、三、三十条 拙著「藤原定家」八九頁参照
- ⑨ 百鍊抄、建長二、七、十三条
- ⑩ 時慶卿記、慶長十、十、十三及び十五条
- ⑪ 百鍊抄、治承二、二、二十六条

七

以上離宮の推移を大体あとづけてみることに、その規模の大きさはおよそ想像しうるところと思うが、夥しい営造物を通じて特色づけられる点は、仏殿・仏塔等の寺院建築と、寝殿を始めとする貴族の住宅建築とが相接せしめられ、混然として一体をなし、之に池水を配してその威風を映せしめているところにある。老後または死後邸をすてて寺刹とする例は多いが、最初から仏寺を兼ねた邸宅を造ることは、離宮が始めといわれないにしても、^① その流行の端緒をなしたことが、争えぬところである。この頃水閣とよばれるものは単に池泉を伴うのみならず、いわゆる仏殿様閣をとり入れた豪華な別業であつたと考えられる。阿弥陀堂を中心とする仏殿の莊嚴を水に映じて極楽浄土を夢みつつ、一方ではその水に龍頭鶴首を浮べて管絃をたのしみ、酒宴にふけり、詩歌を翫ぶなど、浄土信仰はいまや上流貴族の現世的快樂に全く融け合つたのであつて、平安貴族の奢侈はここに行くべきところ迄行きついた感がある。建設費の上からも、かかる複雑な建築と池泉などの壮大な造園工事とは特に莫大な額を必要としたであらう。まさに道長の法成寺、頼通の平等院をしのぐものはこの離宮であつた。かくて公家貴族中にも自己の富力を以て之にならうものがあらわれ、洛雨湿潤の地は貴族達のいわゆる水閣

經營プームの中心地たる有様となつた。例えば右大臣源顯房の久我の水閣^③、按察大納言藤原実秀の七条水閣^④、関白藤原師実の六条水閣^⑤、民部卿藤原宗通の九条水閣^⑥、内大臣源雅実の久我水閣^⑦等あり、小規模なものでも、斯種の邸を構えた公家は多かつたのである。離宮ともにも白河法皇の力を入られた法勝寺はもと藤原氏別業の地であるが、仏堂の整備につれ、法勝寺阿弥陀堂御所の名も見ゆるところから、住宅建築がその中に設けられたことを想像する。またこの附近には、白河北御所^⑧、白河東御所^⑨、白河泉殿御所^⑩等があり、私はこれらも仏堂に近接して立てられた水閣風の別業であつたと思ふのである。何れにせよ、白河・鳥羽兩院政は奢侈生活の面において摂関政治以上の大規模な内容をもち、頽廢的な性格を徹底せしめたが、同時にそこには新しい時代を切開くべき契機も醸成しつゝあつたのであつて、以下、他の面からこの問題を考察してゆきたい。

註

- ① 離宮以前では例えば、源経信の八条水閣(帥記、永保元、五、六条)あり、丹波守顯季の東洞院亭、若狭守八条亭、左馬助惟信亭、右大将六条亭等も池泉をとり入れた立派なもので、あるいは水閣といわるべきものであつたかもしれぬ(同永保元、五、二十六条)。

- ② 中右記、寛治元、二、五条
 ③ 同 寛治元、二、十条

- ④ 同 寛治三、十二、六条
 ⑤ 同 寛治五、三、十六条
 ⑥ 同 元永元、十、二十六条
 ⑦ 同 天仁元、三、十八条
 ⑧ 同 天永二、十、二十五条
 ⑨ 百鍊抄、元永元、七、十条
 ⑩ 同 長承三、十二、二十八条
 ⑪ 中右記、永久二、十一、二十九条

八

離宮の外観的叙述を終つた私は、その経済的基礎となる受領及びその活動に目を移さねばならない。まづ既述によつて離宮造営に預つた受領の主なるものを次に表にして掲げる。

管造物	受領	年代
南殿	讃岐守高階泰仲 (備前守藤原季綱)	寛治元(一〇八七)
北殿	丹波守高階為章	承德二(一〇九八)
御堂	越前守家康	康和三(一一〇一)
御塔	伊与守藤原基隆	天仁二(一一〇九)
御塔	播磨守藤原長実	天永二(一一一一)
多宝	(上野介)藤原邦宗	天永三(一一一二)
成善	備前守平忠盛	天承元(一一三一)
勝光	伊与守藤原忠隆	保延二(一一三六)

安樂寿院三重塔	右兵衛督藤原家成	保延五(一一三九)
田中御所	出雲守藤原経隆	仁平二(一一五二)
金剛心院	備後守藤原家明 播磨守藤原家明 顯親	仁平三(一一五三)

右のほか重要な建物で受領の名のわからぬものがあり、また小さな营造物や修理、ならびに家具調度裝飾等に奉仕した受領達もあるが、それらは省略した。以上のうち家康は藤原家保のことであり、顯親も誰かの誤記と考えられる。まづ高階氏二人であるが、泰仲の父成経と為章の祖父成章は兄弟である。またこの兄弟の長兄業敏(美濃守)の女一人が藤原実範(文章博士)に嫁して生んだ子が秀綱、他の一人の女が藤原行房に嫁して生んだ子が邦宗である。こうして四人は縁者たるをしる。忠隆・経隆は兄弟で基隆の子、長実と家保は兄弟で、家保の次子が家成、その子が家明である。忠盛は新興平氏で説明の要もない。そこで忠盛以外の以上三つの家系について今少しく説明を加える。

高階氏はその先、長屋王に出で、五代目峯緒のとき、高階真人の姓を賜わり、次第に藤原氏に接近して子孫代々国司の地位を与えられるようになった。丹波守業遠の子業敏は美濃守に、成章は太宰大式に、成作は筑前守に、成経は判官代になったが、このうち成章と成経の家系が受領として重きをなすに至つたのである。特に成経の子泰仲は撰関家の家司であり、子孫もその側近者であつたのに対し、

成章の流は、為章のとき道長のたてた法成寺の丹波における所領を没収して反撰関家的態度を示し、之が院の近臣へと転身させる契機の一つとなつた。長治元年(一一〇四)正月、法成寺の別当隆尊が為章を折り殺したとして白河法皇から勘当されているのは、間接に院と撰関家の対立を示すものである。かくて為章は益々院に接近し、越後・但馬・加賀・丹波等の大國を歴任したのみならず、子息四人皆大國の受領に任ぜられ、而も社寺封家納官弁済せずに通したといふ。四十七才で卒したが、父為家は六十九才で嘉承元年(一一〇六)歿した。この人も周防・美作・播磨・伊予・近江・越前・丹後・備中と四十四年間に受領歴任、院別当となつたが、かつて賀茂祭一条棧敷過差にすぐるとて関白師実より勘当をうけたことあり。近江守のときには、興福寺大衆の訴により配流せられている。その行動には矢張り反撰関家的傾向がみられる。為章の兄弟為行は信濃守、為遠は伯耆・尾張・丹波の守を歴任している。為章の子四人についてみるに、仲章は十一才で承徳二年(一一〇九八)院藏人に、十四才で但馬守にすすんだ。時章は康和五年(一一〇三)十一月七日藏人所の雑色となつてよりわずか、五日を経て法皇の命により藏人にすすみ、長治元年、仁和寺転輪院造立の功を以て能登守に任ぜられた。宗章も越中守・加賀守を歴任している。いま一人の雅章については任國を明かにしえないが、院藏人であつたことは明かである。さらに邦

宗は高階家と婚を通ずるに先立ち、その祖父邦恒は関白頼通に仕え特に信頼せられて丹後・備後・備中・尾張・阿波・伊予・讃岐等を歴任した有力な受領であり、父行房も同じく数ヶ国に任じて富裕な家であつた。^⑩次に藤原基隆はその先隆家（道長の兄道隆の次子）に出づるが、母が堀河天皇の乳母であつたところから勢力を得、播磨・丹波・備前・伊予の諸国司を経た。天仁元年（一一〇八）七月建てた邸は大過差といわれる程豪奢を極め、その二男忠隆は僅か十才にして丹波守となり、古今未だこの例あらずと驚かれた。^⑪ついで長実は父顯季がその母親子、白河天皇の御乳母となつて以来進出し、伊予・播磨始め三十余年にわたり数ヶ国の受領を歴任、長治元年には仁和寺新堂内の丈六阿彌陀九体を独力で造進した。臣下にしてかかることは道長以来絶えてないことだと評せられたところからみても、その財力の程が察せられる。従つてその子長実・家保・顯輔みな受領として栄達した。殊に長実は無能にも拘らず、白河法皇御葬送には一切をきりまわし、翌大治五年（一一三〇）には、参議僅か一年にして権中納言にすすみ、「非ニ才管ニ非ニ英華ニ非ニ年勞ニ非ニ戚里ニ世間頗有傾氣ニ歟、但自本大幸人也」^⑫と評せられ、而もその職務は忠実に果さないのに、子息一門で尾張・丹波・伯耆・備後の四ヶ国の守を占めたこともあつた。^⑬然るに長実の晩年は余り恵まれず、長承二年（一一三三）彼の歿後、子息達は散位の状態で不肖をかこ

たざるをえなかつたのである。^⑭この間の事情は明かでないが、子息顯盛の解官復任をめぐるいざこざもその一つであり、之に既述基隆が介入していたようである。^⑮ところが後年、女子得子が美福門院として鳥羽法皇に寵せられ、近衛天皇を生むと共に長実に対し大臣従一位が追贈せられた。長実の弟家保もまた出世早く、十三才で藏人に任じ、数ヶ国の受領を勤めたのみならず、その妻は崇徳天皇の乳母となつた。^⑯かつて丹後守であつたとき、法成寺の莊園三ヶ所に官使を入れんとして別当隆尊に妨害され訴えたことがある。之も彼の院を背景とする摂関家への挑戦である。家保の子も多く受領になつたが、就中家成は疎腕家であつた。白河法皇崩後離宮の管理を一切家成にまかされることに成功した。^⑰白河法皇崩後離宮の管理を一切家成にまかせられ、「天下之事一向歸家成」とさえいわれたのであつた。^⑱家明はその弟であり、家明の弟に鹿ヶ谷会合の首唱者成親があつた。このように見てくると離宮の経営に参加した受領達は互に血縁関係を結び、乳母などを通じて皇室に接近した有力な家柄からなつてゐること、就中顯季の家系がその中心的存在たるをしろであらう。またそれは同時に彼等が任ぜられた国々の守の地位が重要なものであつたことをも物語つてゐる。すでに竹内理三氏（新日本史大系、第二卷）も院近臣の中核が皇室のミウチ関係者と数ヶ国受領歴任者より成ることをのべており、右の事実はそれ以上に出づるものではな

いようであるが、なお私なりの考えを明かにするために、叙上の論旨を離宮以外にもおし拡げてみたいと思ふのである。

註

- ① 中右記、長治元、正、四条
- ② 同 康和五、十二、二十一条
- ③ 水左記、承暦三、五、二条
- ④ 中右記、嘉承元、十一、十六条
- ⑤ 同 嘉承二、五、十三条
- ⑥ 尊卑分脈では為章の子は宗章一人しか掲げてない。
- ⑦ 中右記、嘉承二、九、十条
- ⑧ 同 長治元、八、十八条
- ⑨ 同 嘉承元、三、八条
- ⑩ 同 康和五、正、八条
- ⑪ 春記、長久元、六、八条
- ⑫ 同 長暦四、十一、二十九及び長元元、六、八条
- ⑬ 中右記、天仁元、七、二十六条
- ⑭ 同 天永二、十、二十六条
- ⑮ 同 長治元、正、二十九条
- ⑯ 同 長治元、三、十七条
- ⑰ 中右記、大治五、十、五条
- ⑱ 同 長承二、八、十九条
- ⑲ 同 長承元、十一、二十三条
- ⑳ 同 長承二、八、十九条、長秋記、長承三、七、十四条
- ㉑ 長秋記、大治五、九、一条

- ㉒ 中右記、承德二、八、二十四条
- ㉓ 同 大治四、正、二十四条
- ㉔ 同 長治元、十一、十五条
- ㉕ 同 長承二、九、二十一条
- ㉖ 長秋記、大治四、八、四条

九

そこで離宮以外の主な造営事業とそれに関与した受領の明かなものを、白河・鳥羽両院政期を中心に左に表示してみる。

管造物	受領	年代
法勝寺金堂	播磨守高階為家	承暦元(一〇七七)
東寺五重塔	右大臣源頭房	応徳三(一〇八六)
開院上皇御所	播磨守藤原頭季	嘉保二(一〇九五)
仁和寺転法輪院	能登守藤原時章	長治元(一一〇四)
堀河殿	備中守藤原仲実	同 右
仁和寺御堂	美作守藤原頭季	同 右
尊勝寺総社	山城守兼良	同 右
尊勝寺阿弥陀堂	越前守高階為家	同 右
大炊殿上皇御所	伊与守藤原国明	同 右
堀河院北町御所	播磨守藤原基隆	長治二(一一〇五)
尊勝寺准提堂	近江守平時範	同 右
尊勝寺阿弥陀堂	備中守高階為家	同 右

白河 御堂	出雲守藤原為隆	長承三(一一三四)
三条烏丸御所	丹後守藤原為忠	同 右
白河北殿東御所	播磨権守藤原頼頼	同 右
法金剛院東御所	周防守藤原憲方	保延元(一一三五)
熊野本宮五重塔	越中守藤原頼長	保延二(一一三六)
法金剛院五重塔	丹波守藤原道基	同 右
仁和寺 御堂	左衛門権佐藤原親隆	保延五(一一三九)
白河北殿東御堂	民部卿藤原頼頼	康治元(一一四二)
白河 御願堂	伊与守藤原忠隆	久安元(一一四五)
法成寺 西塔	佐渡守 為清	仁平三(一一五三)
広隆寺葉師像	武蔵守藤原信頼	久寿元(一一五四)

まづ伊与守藤原国明は既述基隆の父家範とは従兄弟の關係にあり、これも有力な受領高階為家の女を妻としており、白河上皇に厚く信頼せられた。^①丹後守藤原為忠は国明の子、若狭守藤原信輔は為忠と再従兄弟、武蔵守高階経敏は前述高階業敏の孫、土佐守頼保は前述家成の長子、備中守藤原家長は家成の弟、近江守藤原経忠は国明と従兄弟で師信の子、備中守藤原長親は長実の子、頭盛の弟であり、武蔵守藤原信頼は基隆の第三子である。さてこれ以外に目立つ存在として注目されるのは藤原為房の家である。出雲守為隆・近江守頭隆・上総守親隆は皆その子で為隆は勸修寺流の祖、頭隆は葉室流の祖となつた人であるが、為房より子頭隆をへ、孫頭頼の代まで代々父母を奉仕して院中に勢力を張つたことは、竹内氏も指摘せられた

ところである(新日本史大系、第二卷、二七三頁)。特に頭隆は白河法皇が忠実と隙を生じて内覧の地位を取上げられてより、天下の政、此の人の一言にあるといわれ、富四海に満つと評せられた。^②長子頭頼は十四才で出雲守となり、^③次子頭能も十六才で讃岐守に任せられた。^④三子頭長も藏人弁官を経ずして紀伊・越中の受領より権中納言に上つた。相模守雅職の如きは頭頼を婿とし、頭隆と共に前関白忠実を中傷し露骨な反摂関家の態度を示した。^⑤また周防守憲方は為隆の子、正盛・忠盛父子はいうまでもないが、天仁元年(一一〇八)正月、正盛、隱岐の源義親追討の功を以て、因幡守より但馬守に移るや「正盛最下品者、被_レ任_二第一国_一依_レ殊寵_二者歟_一」^⑥といわれる程であつた。さらに但馬守藤原敦兼は母が堀河天皇の乳母となり、また頭季の女を娶ることにより、有力な受領となつたし、紀伊守藤原公重は祖父公実の妹茨子が堀河天皇妃・鳥羽天皇母となり、同じ兄弟である保実・仲実も受領として栄えたのみならず、公重の父通季も、母が堀河天皇の乳母であつた為、誠に有利な環境にあつたといえる。越後守清隆と甲斐守範隆は兄弟で藤原隆時の子、早くより平氏と婚を通じ、清隆の妻は近衛天皇の乳母となつた。

こうみてくると、当時の勢力ある受領グループは、藤原頭季、同為房、同基隆、高階業遠及び平正盛をそれぞれ中心とする家系であり、そのうち、鳥羽離宮には為房の系統のみ関係薄く、頭季及び基

隆の家系が中心的位置を占めていたことを改めて確認されよう。尤もこの中心たる両家系が離宮経営に充分協調的であつたかは疑問で、既述、長実の子、顕盛の罷免に關するいざこざに基隆が関与していることも両者の暗黙の対立を予想させる。況んや平氏の如きは最も蔑視され、彼等とも和合しえなかつた。なお上に挙げなかつた有力者に藤原家通が追加されるが、彼は關白頼通の弟頼宗の孫に當り、顯季の女を妻とすることにより勢力を加え、「天下之權威、傍若無人也、家累宝貨富勝衆人、就中子孫繁昌只如任意也」といわれた。⑥逝去の際は権大納言民部卿中宮大夫を兼ね、実子重通は備中守、養子時通は因幡守であつた。要するに有力な受領に接近することにより、摂関家からは遠ざかつて行つた家であつた。

かくて少數の家系により占められた受領の地位は上述のように播磨・伊予・備前・備中・備後・但馬・因幡・讃岐・阿波・近江・丹波・丹後・越前・越中・加賀・越後等の諸国であつて、これらは都の周辺地区か中国四国の瀬戸内海周辺地区、北陸地区等、政治の中心ではないが、さりとてそれほど遠隔の辺境地方でもないところである。而も特に有力者たる顯季・長実・家保・基隆・為家についてみると、彼等は播磨・伊予の両国司をあるいは自らあるいは子弟によつて独占している有様である。すなわち播磨守についていうと承保より永保頃（一〇七四—一〇八一）の間は為家が、嘉保頃（一〇九

四）より顯季が就任し、康和三年（一一〇一）になつて基隆と交代し、天仁元年（一一〇八）長実之に代り、永久三年（一一一五）再び基隆に戻り、大治四年（一一二九）まで家保と基隆互に交代し、翌年より家保は子家成にゆづり、ついで保延五年（一一三九）基隆の子忠隆にうつり、保元の乱直前よりは平清盛にうけつがれたのである。一方伊予守の方は寛治四年（一一九〇）顯季任じ高階泰仲にうつり、康和四年（一一〇二）基隆の叔父國明に引継がれ、長治二年（一一〇五）長実うけ、天仁元年（一一〇八）基隆となり、これより両国は基隆と長実の交換で独占された。永久三年（一一一五）両者両国を交換、保安年間（一一二〇—一一二三）また交換、あとは家保・忠隆等子弟の手に伝わり、久安五年（一一四九）より、高階盛章（為家の曾孫、為章の孫）に移つた。当時受領の交換は別段珍しいことでなく、美作守泰仲と讃岐守行家、伊賀守高階遠実と出雲守隆頼^⑦、近江守実光と越前守忠盛、備前守顯能と讃岐守正盛、信濃守親隆と肥後守盛重などその例は実に多いが、何れも交換される国はほぼ同条件にあるものであるから、自然受領の地位も、大國・中國・小國それぞれで大体任せられる者の家筋がきまつてくる。中右記（大治四、七、十五條）に、白河院政中始めての出来事として宗忠があげた七ヶ条中、三十余國の受領が定任になつたことをあげたのは以上の諸傾向をさすものに他ならぬ。

それと共に注意すべきは、上述したように平正盛が但馬守になったとき、かかる下品の者が第一国に任ぜられたと中右記の著者が驚いている事実である。而も同書同じ箇所には藤原友房が大和守になったのを、「誠以不便歟」、源広綱が摂津守になつたのを「被_レ成_レ最下_レ國_レ尤不便也」と評しているのである。⑧之でも、大和・摂津・淡路等が受領として最下級の国であつたことは明かである。蓋しこれらの国は中央の権門勢家が多く荘園所領を有するところから受領にとつて有利ではなかつたのであらう。さりとて余り辺境の地は都からの往反も容易ではない上、人口少く労働力不充分で生産力は低く好まれなかつた。おのずからこれらの条件をもたぬ土地が受領には魅力であり、それが主として上掲の諸地区にあつたのである。かの上皇始め皇族達の分国なるものもまずこうした地域がねらわれたのである。特に瀬戸内海は当時貴族達の私貿易による重要なルートであり、之に面する国々はさらに一段と有利な環境を与えられていた。播磨・伊予・讃岐・備前・備中・備後等が最も有力な受領の手に握られたのは誠に故あることであつた。そうしてこれらの国は事実上院の御分国たる領を呈した。成功の重要なものは凡くこれらの国に依存していたといつても過言ではない。例えば仁平三年(一一五三)土御門内裏炎上によつて再建造営が始められ諸国に之を課せられたとき、南殿は伊予・播磨、清涼殿は近江・丹波、仁寿殿は備前・讃岐で其

他の殿舎築垣等は他の諸国に当てられた一事を以てしても上の事情はほぼ了解せられる。院政とはかかる集中的勢力の上に存立した。考えてみればそこに危機性もあつたといえるであらう。

ところで上記の有力な国々の守は受領といわれるより遙か古くに、早くも重要視せられていたのである。播磨・伊予・近江・越前・美作・但馬の守の如きはすでに奈良朝末、延暦年間(八世紀末)頃から公卿の兼職するところであつた。換言すればこれらの国は律令時代の盛期から特に重要な公領だつたのである。然るに貞観の頃(九世紀後半)より、これらの守は権官に変わる形勢が濃厚となつた。参議及びそれ以上の高官の兼職は、これらの国々の権守である場合がふえ、正官はこれらの人々の間から姿を消した。之は蓋し受領の成長と相表裏する現象であつた。そうして摂関時代に入ると殆んど例外なく權守となつたが、勿論それらは有力な国々に限られていたのである。かくて院政が掌握した有力国司の地位なるものは実にその由来が久しいことをするのであり、長らく摂関家の手にあつたその任免権の大半は遂に院に奪いとられたのであつた。

有力受領の地位を多く院に奪われた摂関家は、その間隙をぬつて少しでも有利な国を自己の勢力下にある公家達に与えようと努力した。摂関家の有力な奉仕者たる中御門宗忠は摂政忠実の推薦で、子息宗成を因幡守に任せられることが出来た。その際宗忠は、近代公

卿子孫多く受領となるといつているように、子息を受領にしても元より実権は親にあり、一人で多くの国を兼ねる便法ともいふべきもので、之が当時の流行であつた。宗成は任にあること九年、その間、忠実より春日塔の造宮を課せられたが、宗忠自身も日野に仏堂をたてたりして恩恵を被つた。かくて九年目に始めて宗成は任国へ下り、この年辞任したのである。辞任すると家計にその影響は直ちに來たと見え、宗成因幡守を去るの後、諸事叶い難しと宗忠はこぼしている^⑦。思うに有力受領の支配が全く院に握られてしまふに至つたのは康和の頃(一〇九九—一一〇一)にあり、関白師実のあとをうけた師通が壮年にして歿し、ついで師実も康治三年そのあとを追つたとき、嗣子忠実は二十四歳の弱年であり、為に白河法皇は彼を直ちに関白とせず、數年を経過し、二十八歳のとき漸く之を許されたので、白河院政の前に忠実はむしろ受身的存在であつた。加うるに天永三年(一一一二)彼が太政大臣となるや、僅か三十五歳で任官すること未だ例なしと世人が驚いた程で、之も忠実の実力の結果でなく、むしろ院の權威誇示に他ならなかつたのである。爾後院はつねに摂関家の機先を制しつつ実権を収めて行つた。嘉保元年三月、師実が師通に関白を譲つたとき、宗忠は、

近代一院、女院二人(二条院・郁芳門院) 后宮三人(太后・皇太后・中宮) 准后五人(祐子・聰子・令子内親王・基子・道子女御)

前関白一人、前太政大臣一人(信長) 前大僧正一人(覺円) 前天台座主一人(良真) 東寺長者四人(定賢・寛意・頼觀・経範) 男女道俗如^レ此、上多時下苦、古賢所重也

と記した。私は之こそ院政の実体をよく象徴するものだと思ふ。天治(一一二四)以後は新院其他が加わり、一層事態は複雑化するが、律令制乃至平安貴族社会における頭要の地位を濫発し、多くの前任者をつくり、これらをつまづからの支配下に入れることが院の摂関家以上の権力者たるを示す方法であつた。つまりこれらの地位は院の權威づけの爲の要素であり、その限り摂関白の地位も大切であつた。同時に、そこに将来政局の混乱を誘発する要因も蓄積されて行つたので、新しい政局展開の契機たる意義も荷つていたといえるのである。

註

- ① 中右記、長治二、四、十七条
 ② 同 大治四、正、十五条
 ③ 同 天仁元、正、二十四条
 ④ 同 天永三、七、二十三条
 ⑤ 殿曆、元永元、閏九、十五条
 ⑥ 中右記、天仁元、正、二十四条
 ⑦ 同 保安元、七、二十二条
 ⑧ 同 寛治七、十二、十八条
 ⑨ 同 永久二、十二、十四条

- ⑩ 同 保安元、十一、二十五条
- ⑪ 同 保安元、十二、十四条
- ⑫ 同 長承元、十二、十五条
- ⑬ 同 天仁元、正、二十四条
- ⑭ 兵範記、仁平二、三、十九条
- ⑮ 中右記（康和五、二、三十条）は当時の慣例として、藏人式部民部の宿官多く権守、外記・史・檢非違使の宿官多く介となると記している。
- ⑯ 中右記、天永二、七、二十九条
- ⑰ 同 保安元、六、五条
- ⑱ 同 天永三、十二、八条

10

院政が摂関政治の伝統を受けながら而も多くの伝統を破つた放縱な政策によつて、如何にも権力の強大であるかの如く偽装した例は宗教的な面についても指摘しうる。その一つは方違である。そもそも離宮の位置自体が比叡山とは対蹠的に、いわゆる「裏鬼門」に當るわけで、之も恐らく当時重視された条件に相違ないが、始めて白河上皇離宮御幸の日は文武の日を選ばれている（伏見宮御記録）の意味がある。とにかく離宮や社寺への上皇の御幸は当時方違を名目とすること少くなかつた。一体方違は平安初期、貞観頃にあつては、本命つまり生年と同干支の年をさける為のものであり、それ

も左程やかましくいわれたわけではなかつた。それが摂関時代に入つて天一神遊行の方位を忌む風を生じた。藤原道長らの方違は多く之に属する。然るに白河院政のときよりさらに金神を忌む考えがあらわれ、方違は益々複雑化し、頻度をあげしうするに至つた。中右記（永久二、八、五条）にも、金神を忌むことは陰陽道すら何の關係もないことであるが、近代忌むことになつたのであるとのべている。百鍊抄（保元二、十二、十三条）によれば、堀河天皇の永長頃（一〇九六）定俊真人の申出により忌むことになつたので、保元二年に至り根拠のないことだと廃止せられた。しかし後世迄この思想は残つたので、今日なお曆書にものせてあるし、離宮のあとに現在位置する城南宮が方除けの神として民間に親しまれているのも皮肉である。また妊婦の家は造作しないという禁忌も古来の書物に見えないのに口伝としてこの頃守られている。①少くも宮廷での禁忌であれば、白河法皇も承認されたことであらうが、法皇が迷信に深い関心をもたれたことは忠実の書いた中外抄によつてもよく推察されるところである。例えば二月四日の祈念祭には、二日より僧尼を忌むこと、四月灌仏以前、仏を忌まず灌仏なき年は一月より忌むことなど白河院の仰せであると同書に記される。

かかる迷信の拡大は、しかし単なる奢侈的なものである他に、當時の動揺した世情と院政の不安定性が反映していることもたしかで

ある。受領は益々一部特權貴族に集中し、貧富の懸隔がひどくなつてきたことは、中御門宗忠のような上層貴族の眼からも、はつきり看取されたのである。すでに白河天皇の承暦三年(一〇七九)十二月より翌年の二月中旬まで、わづか二、三ヶ月の間に、天皇始め皇族達の第宅火災にかかるもの十三所といわれた。永久二年(一一一四)天皇の大炊御門御所炎上により翌年新造されたが、翌年また炎上^⑤、その翌年には皇后の二条堀河御所も焼失した。長承元年(一一三二)には三条烏丸・姉小路室町・御倉町の三ヶ所の上皇御所尽く災した^⑦。保延四年(一一三八)にも二条東洞院内裏災し、仁平元年(一一五一)には皇族の御所や貴族の第宅相つぐといわれた^⑧。また一般受領の第宅が屢々火事に遭つていることは詳述したことであるから省略する。かくて災厄に対する俗信はいよいよ拡大されてくるのである。ただ鳥羽離宮が当時火災をみなかつたのは奇蹟的で、恐らく地理的に都から遠く離れていたこと、池沼を以てめぐらされ入口が限定されていて容易に近より難かつたことなどが理由であらう。

仏教信仰においても弥陀浄土の信仰はむしろここでは娯樂化したから、直接院政の不安定性を擁護せんとして密教的な天部の信仰が盛んにとり上げられた。尤もこのような信仰は平安朝初期より盛んであつたが、院政期にあつて注意せられるのは愛染明王・大威徳天王等の信仰である。すでに藤原道長は法成寺建立の際五大堂を営み、

五大尊始め諸天像をまつたが、白河法皇は法勝寺内の丈六の愛染王三体、等身愛染王百体を伊豆守盛雅重任の功として造立しまつられ^⑩、また同寺金堂に丈六大威徳像一体、等身像百体を上総守藤原親隆重任の功として安置せしめられた。さらに注意すべきことは、この頃法皇は同寺薬師堂に石見守資盛の成功を以て丈六の六字明王七体をまつらしめられたことである。しかしこの六字明王なるものは別段真言教義にもなく、六字法六字経から出たのは六観音であつてそれでもない。法皇がこのころ信仰し始められたもので、その色紺青忿怒相で六臂二足あり、日、月及び劔鉞をとり、二臂は印を作り、十二神形をふまえた姿であつた^⑪。恐らく誰か側近の迷信的進言で作られたものに相違ないが、さぎの金神信仰といい、この六字明王信仰といい、従来の儒教仏教の教義をも逸脱した新規なものを求められるところに律令的規範を破つた院政の性格がよく反映している。而も不動明王・毘沙門天以上に威徳・愛染の供養が盛んであるのは、単なる護法護身といつた目的の他に、なるべく極秘に所願成就を祈願するという熾烈な私的要求を一層強く織込ませた為である。かつて後三条天皇東宮の頃、即位の一日も早からんことを願うて小野仁海僧正に愛染明王法を修せしめられ、目的を達せられたという話が伝つているのは一例であり、長治二年、白河法皇の寵せられた祇園女御が威徳寺をたて威徳天を信仰したのも何等か後宮に関する祈願

から出たことを思わせる。この風は関白忠実にも影響した。長男忠通の幼時を「威徳」と名づけ（殿曆）、娘の為に愛染明王像を造り法を修し、愛染王を摺仏^⑬にあるいは愛染王万体を描かして供養するなど、その熱心な信仰ぶりは阿弥陀信仰に劣るものではなかつた。其他尊星王・炎魔天等も同様の私秘的祈願の対象となつたので、平清盛が炎魔天を信仰したによつて出世したとの伝え（源平盛衰記）も、院政がもつ不健全な性格をよく象徴している。かくて院政の不安定性・危機性は宗教上にも鮮かにあらわれていたのである。

註

- ① 長秋記、大治四、七、十一条
- ② 中右記、大治四、七、七条
- ③ 百鍊抄、承暦四、二、十四条
- ④ 同 永久三、十一、二十六条
- ⑤ 同 永久四、八、十七条
- ⑥ 同 永久五、十一、十条
- ⑦ 同 長承元、七、二十三条
- ⑧ 同 保延四、二、二十四条
- ⑨ 同 仁平元、正、十一条
- ⑩ 拙著「日本都市生活の源流」五三―五頁
- ⑪ 中右記、大治二、三、十二条
- ⑫ 同 大治二、三、十九条
- ⑬ 同 大治二、三、七条
- ⑭ 殿曆、天永元、二、二十八条

- ⑮ 同 永久二、三、二条
- ⑯ 同 長治二、十、十六条

一一

院政の特色を示す事象はなお他にも多くの史料があるが、余り冗長にわたるので一先づこれ位として再び離宮の問題に立ち戻る。

思うに離宮成立の経過は、既説の通り、史料が断続的である為、一貫してその詳細をしり難いが、およその輪廓は明かになしえたであらう。そしてそこからわれわれは幾多の先例を破つた新しい事実を見出した。未曾有の広大な而も長期にわたる別業の建設、池泉と仏殿と第宅を綜合したいわゆる「水閣」建築の粋を尽すことによつて、上層貴族の生活様式を風靡したこと、之を實現せしめる為に受領中の有力者をすぐつて参加せしめたこと、その受領は始め摂関家の支配下に立つものが利用され、漸次反撰関的なものが皇室と後宮の關係を生じて院と特に密接に結びつき、極めて限られた家系に集中されてしまつたこと、そうした条件の上に頻繁な熊野参詣の準備、競馬田楽^⑰、舟遊び、詩歌管絃^⑱の類が催され、制限のない法会が修せられたこと、叙位叙任や立太子・御即位等の重要な政策も屢々ここから発せられたこと、などがそれである。以上の諸事実や傾向は最初から計画的に考えられたものでなく、時局の推移につれて次第に

顯著となつたのであつて、元來離宮の構造が全体として散漫で中心なく、院始め皇族達が任意にいくらでもあとから増築してゆけば果しないものになるのと同様な性格をもつていたのである。院政の実体も、本当はそうしたところにあつたので、上皇一人一人の考えが皆違ひ、一人でも時期によつては方針をいくらでも変えることが出来た。歴代院政の共通点はそのにあるので、律令的な意識のうちにあるから、律令的先例乃至摂関政治的先例を平然とぶちこわし、恣意的な自由さを以て目先の時局を糊塗してゆく強引さに存する。その場合受領の存在こそは最も目立つものであつたが、受領の小教有力者への集中は、決して受領そのものの権力を増強する結果にはなつていない。むしろそれは院の手先としての役割に一層の重要性が加わり、院への依存度が高められたにすぎない^④。而もそうした時期に、一方では在地武士との結びつきを強化し、軍事力の涵養をおこたらなかつた平氏の如き受領があり、公家仲間からは一段と侮蔑の眼を以て見下げられていた。然るに院政の恣意的登用の中にこの賤しめられた受領が加わつたのである。之もその無計画性・放縦性のあらわれであるが、結果においては院政が律令時代より封建時代への推進を契機づける重要な役割をみつから遠んだことを意味するのであり、決して摂関政治のあだ花として片付けてしまへぬ意義をもつていたのである。そうして、離宮の歴史こそは之を最も具体的に

に我々に物語るものであつたのである。

註

- ① 中右記、永長元、七、十二条、康和五、五、九条など。
- ② 同 永長元、三、一条 康和四、三、二十条など。
- ③ 院近臣必ずしも院に忠実でない証拠として、玉葉（建久九、六、五条）の除目の記事があげられるが、之は後鳥羽院政下に起りえても、強力な白河・鳥羽兩院政下では考えられないことである。

（本稿はもと城南文化綜合研究の一環として起草されたもの、その要旨は昭和三十一年六月の説史会大会で発表した。）

執筆者紹介

- 里井彦七郎 京都大学助手
- 今中寛司 京都女子大学教授
- 村山修一 大阪女子大学教授
- 石田善人 京都大学助手
- 西村陸男 京都大学助教